第三十一条の見出しを「（更生緊急保護等）」に改め、同条中「及び同法」を「並びに同法第八十八条の二及び」に改め、「補導処分」と」の下に「、同条第一項及び第二項中「収容中の者」とあるのは「婦人補導院に収容中の者」と」を加える。

第三十条　売春防止法の一部を次のように改正する。

第五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条第一号及び第三号中「ふれる」を「触れる」に改める。

第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条第一項及び第二項、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条から第十三条までの規定並びに第十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六条中「懲役の言渡」を「拘禁刑の言渡し」に改める。

第十七条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条第一項中「受け終つた」を「受け終わつた」に改め、同条第二項中「懲役又は禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（旧国会議員互助年金法の一部改正）

第三十一条　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の普通退職年金及び公務傷病年金には適用しない。

（企業担保法の一部改正）

第三十二条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十三条　航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第三条及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の一部改正）

第三十四条　人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条中「懲役若しくは禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（火炎びんの使用等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十五条　火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ガラスびん」を「ガラス瓶」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第三十六条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に改める。

第百条中「賄賂（ろ）」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十七条　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項、第二条及び第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第三十八条　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役刑若しくは禁錮（こ）刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条第一項中「第八十五条第一項」を「第八十六条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「懲役刑若しくは禁錮刑又はこれらに」を「拘禁刑又はこれに」に改める。

（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律の一部改正）

第三十九条　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五条、第百六条第一項、第百七条、第百八条及び第百九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

第四十条　刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

保管記録の区分	保管期間
一　裁判書	
1　死刑又は無期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	百年
2　有期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	五十年
3　罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	二十年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）